第16号議案

中間市営野球場使用条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成29年2月28日提出

中間市長 松下 俊男

中間市営野球場使用条例の一部を改正する条例

中間市営野球場使用条例(昭和53年中間市条例第22号)の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。

中間仰木彬記念球場設置条例

第2条の表中

中間市営野球場 中間市大字垣生670番地1 を 中間仰木彬記念球 中間市大字垣生670番地1 に 場

改める。

第3条第1項中「中間市営野球場」を「中間仰木彬記念球場」に改め、同条第2項中「一」を「いずれか」に改める。

第5条第1項中「第3」の次に「まで」を加える。

第6条ただし書中「一」を「いずれか」に改める。

第7条中「一」を「いずれか」に改め、同条第2号中「その他」を「前号に掲げるもののほか、」に改める。

第8条中「一」を「いずれか」に改め、同条第2号中「定めるもののほか」を「掲げるもののほか、」に改める。

第9条の見出しを「(使用許可の取消し)」に改め、同条第1項中「一」を「いずれか」 に改め、同条第2項中「責」を「責め」に改める。

第10条中「破損若しくは」を「破損し、又は」に改める。

第11条中「譲渡又は」を「譲渡し、又は」に改める。

第13条第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改める。

第15条第2項中「、別表第2及び別表第3」を「から別表第3まで」に改める。

第18条中「教育委員会」を「委員会」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第5条関係)

野球場使用料

時間	午前6時か	午前9時か	午前11時30	午後2時か	午後5時か	午後7時30
	ら午後8時	ら午前11時	分から午後	ら午後4時	ら午後7時	分から午後
区分	30分まで	30分まで	2時まで	30分まで	30分まで	10時まで
市内	3,240円	3,240円	3,240円	3,240円	3,240円	3,240円
市外	6,480円	6,480円	6,480円	6,480円	6,480円	6, 480円

備考

1 高等学校の生徒以下の者が使用する場合はこの表に定める使用料の額の半額とする。

この場合において、当該使用料に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入する ものとする。

- 2 営利又は収益を目的としないもので、入場料等を徴収する場合の使用料の額は、1 人分の入場料等の最高額に25を乗じて得た額にこの表に定める使用料の額を加えた額 とする。
- 3 営利又は収益を目的とするもので入場料等を徴収する場合の使用料の額は、1人分の入場料等の最高額に100を乗じて得た額にこの表に定める使用料の額を加えた額とする。

別表第2(第5条関係)

夜間照明使用料

区八	使用料	斗の額				
区分	市内	市外	加石			
30分間	3,150円	3,780円	使用時間が30分に満たない場合は、30分とする。			

別表第3(第5条関係)

その他の使用料

区分	使用料 の額	備考
放送設備	160円	30分間
空調設備	110円	(使用時間が30分に満たない場合は、30分とする。)

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 第2条 この条例の規定による改正前の中間市営野球場使用条例(次条において「旧条例」という。)第12条の規定に基づいて行われた中間市営野球場に係る指定管理者(同条に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。)の指定の手続は、この条例による改正後の中間仰木彬記念球場設置条例第12条の規定に基づき行われた指定管理者の指定の手続とみなす。
- 2 前項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によってした処分、手続 その他の行為であって、新条例に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処 分、手続その他の行為とみなす。

(中間市営都市公園条例の一部改正)

第3条 中間市営都市公園条例(昭和40年中間市条例第3号)の一部を次のように改正する。 別表第2使用料(3) 公園施設の使用料の表中「中間市営野球場使用条例」を「中間仰 木彬記念球場設置条例(昭和53年中間市条例第22号)」に改める。

(中間市営都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 この条例の施行の際、現に前条の規定による改正前の中間市営都市公園条例の規定

によってした処分、手続その他の行為であって、同条の規定による改正後の中間市営都市 公園条例の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他 の行為とみなす。

中間市営野球場使用条例新旧対照表

	改正前						
中間仰木彬記念	中間市営野球場使用条例						
(名称及び位置) 第2条 野球場の名利	(名称及び位置) 第2条 野球場の名称及び位置は、次のとおりとする。						
名称	位置		2	名称		位置	ļ
中間仰木彬記念球場	中間市大字垣生670番地1		中間市営	営野球場	· F	中間市大字垣生670番地1]
(使用の許可)			(使用	月の許可)			
うとするときは、 う。)の許可を受	第3条 <u>中間仰木彬記念球場</u> (以下「野球場」という。)を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。					₹ <u>場</u> (以下「野球場」という。 ♪じめ教育委員会(以下「委員 ばならない。許可を受けた事項	会」という。)の
2 委員会は、次の各号の <u>いずれか</u> に該当するときは、野球場の使用 を許可しない。				2 委員会は、次の各号の一に該当するときは、野球場の使用を許可しない。			
(1)~(3) (略)	(1)~	~(3)	(略)				
(使用料)			(使用	料)			

第5条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第 1から別表第3までに定める区分により使用料を納入しなければな らない。

(略)

(使用料の環付)

第6条 既に納入した使用料は還付しない。ただし、次の各号のいず れかに該当するときは、その全額を還付することができる。

 $(1)\sim(4)$ (略)

(使用料の免除)

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の 全額を免除することができる。

(1) (略)

(2) 前号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認めたとき。

(使用の制限)

第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を取 | 第8条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用を取り消 り消し、又は退場を命ずることができる。

(1)(略) 第5条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第 1から別表第3に定める区分により使用料を納入しなければならな V

(略)

(使用料の環付)

第6条 既に納入した使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に 該当するときは、その全額を還付することができる。

 $(1)\sim(4)$ (略)

(使用料の免除)

第7条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用料の全額を 免除することができる。

(1) (略)

(2) その他委員会が特に必要と認めたとき。

(使用の制限)

し、又は退場を命ずることができる。

(1)(略) (2) 前号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

(使用許可の取消し)

第9条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可 を取り消し、又はその使用を停止することができる。

(1) (略)

(2) 第3条第2項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

(3) • (4) (略)

2 前項の措置によって使用者が損害を受けても、委員会はその責め を負わない。ただし、同項第4号のときは、この限りでない。

(損害賠償)

第10条 使用者が施設設備を破損し、又は滅失したときは、使用者 | 第10条 使用者が施設設備を破損若しくは滅失したときは、使用者 は、その損害を賠償しなければならない。

(使用する権利譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、使用する権利を譲渡し、又は転貸することはでき ない。

(指定管理者の業務)

(2) 前号に定めるもののほか管理上支障があると認めるとき。

(使用許可の取り消し)

第9条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り 消し、又はその使用を停止することができる。

(1) (略)

(2) 第3条第2項各号の一に該当する事由が生じたとき。

(3) • (4) (略)

2 前項の措置によって使用者が損害を受けても、委員会はその責を 負わない。ただし、同項第4号のときは、この限りでない。

(損害賠償)

は、その損害を賠償しなければならない。

(使用する権利譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、使用する権利を譲渡又は転貸することはできな 11

(指定管理者の業務)

第13条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) • (2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(利用料金)

第15条 (略)

- 2 利用料金の額は、別表第1<u>から別表第3まで</u>に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。
- 3 (略)

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、委員会の規則で定める。

別表第1(第5条関係)

野球場使用料

時間	午前6時	午前9時	午前11時	午後2時	午後5時	午後7時
	から午後	から午前	30分から	から午後	から午後	30分から
区分	8 時30分	11時30分	午後2時	4 時30分	7 時30分	午後10時
	まで	まで	まで	まで	まで	まで

第13条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) • (2) (略)

(3) その他市長が必要と認める業務

(利用料金)

第15条 (略)

- 2 利用料金の額は、別表第1<u>、別表第2及び別表第3</u>に定める金額 の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定 めるものとする。
- 3 (略)

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、教育委員会の規則で定める。

別表第1(第5条関係)

野球場使用料

時間	午前6時	午前9時	午前11時	午後2時	午後5時	午後7時
	から午前	から午前	半から午	から午後	から午後	半から午
区分	8時半ま	11時半ま	後2時ま	4時半ま	7時半ま	後10時ま
	で	で	で	で	で	で

	3,240円					
市外	6,480円	6,480円	6,480円	6,480円	6,480円	6,480円

備考

- 1 高等学校の生徒以下の者が使用する場合はこの表に定める使用料の額の半額とする。この場合において、当該使用料に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。
- 2 営利又は収益を目的としないもので、入場料等を徴収する場合の使用料の額は、1人分の入場料等の最高額に25を乗じて得た額にこの表に定める使用料の額を加えた額とする。
- 3 営利又は収益を目的とするもので入場料等を徴収する場合の 使用料の額は、1人分の入場料等の最高額に100を乗じて得た 額にこの表に定める使用料の額を加えた額とする。

別表第2(第5条関係)

夜間照明使用料

区分	使用料	斗の額	備考				
四万	市内	市外	佣石				
30 分	3, 150	3, 780	使用時間が30分に満たない場合は、30分と				
間	円	円	する。				

別表第3(第5条関係)

その他の使用料

	3,240円					
市外	6,480円	6,480円	6,480円	6,480円	6,480円	6,480円

備考

- 1 高等学校の生徒以下のものが使用する場合は規定使用料の半額とする。この場合において、当該使用料に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。
- 2 営利又は収益を目的としないもので、入場料等を徴収する場合の使用料の額は、1人分の入場料等の最高額に25を乗じて得た額に規定使用料金を加えた額とする。
- 3 営利又は収益を目的とするもので入場料等を徴収する場合の 使用料の額は、1人分の入場料等の最高額に100を乗じて得た 額に規定使用料金を加えた額とする。

別表第2(第5条関係)

夜間照明使用料

区分	料	金	備考
	市内	市外	VIII 45
30 分	3, 150	3, 780	使用時間が30分に満たない場合は30分と
間	円	円	する

別表第3(第5条関係)

その他の使用料

区分	使用 料の 額	備考
放送設備	160円	30分間
空調設備	110円	(使用時間が30分に満たない場合は、30分とする。)

区分	料金	備考
放送設備	160円	30分間
空調設備	110円	(使用時間が30分に満たない場合は30分とする)